

都筑区ふれあい助成金は、赤い羽根共同募金の配分を受けて実施しています



令和5年度 都筑区ふれあい助成金

申請のてびき

～ 目 次 ～

1	申請手続きの流れ		P1
2	助成区分		P2
3	お知らせ		P4
4	解説		P5
5	科目の説明と対象経費・対象外経費		P11
6	変更届		P12
7	申込書の記入例		
	ABC 区分		P 13～16
	D 区分		P 17～19
8	報告書の記載例		P20～23
9	領収書(写)の提出について	...	P24～25

＊「申請のてびき 別冊」も併せてご確認ください。



社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会

〒224-0006

横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内

電 話：045-943-4058 FAX：045-943-1863

E-mail：info@tuzuki-shakyo.jp URL：http://www.tuzuki-shakyo.jp

1. 申込手続きの流れ

1. 受付

都筑区社会福祉協議会窓口にて受付

◆受付期間 : **令和5年4月 10日(月)～4月 21日(金) 土日除く**
※申込方法等については「申請のてびき 別冊」を必ずご確認ください。

《新規立上げ事業区分申込》

◆受付期間 : 令和5年4月3日(月)～12月22日(金)
土日祝除く 午前9:30～11:30/午後1:00～4:30
※必ずご予約の上、事前相談に来所してください。

2. 審査

都筑区ふれあい助成金配分委員会にて審査を行います。

3. 決定 通知

助成の可否については、事務局（都筑区社会福祉協議会）から各団体あてに通知します。

なお、新規立ち上げ事業区分については以下の通りとなります。

4～6月受付⇒7月 7～9月受付⇒10月 10～12月受付⇒1月

———以下、助成決定団体の流れ———

4. 請求書の返送

通知に同封されている「請求書」に必要事項を記入の上、預金通帳のコピー（口座番号・口座名義を確認できる部分）を同封し、指定日までに事務局に、提出してください。

5. 助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振込を行います。

※ 事務局からは、振込完了の通知は行いません。請求書返送後、約1か月を目処に各団体で入金確認を行ってください。

6. 活動実施

助成を受けた活動は予定どおり実施してください。

やむを得ぬ事情により、内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

7. 活動報告

完了報告書を提出してください。(20 ページ参照)

・次年度の申請書と一緒に提出してください。

・次年度の申請をしない場合も、次年度の申請受付期間中に提出してください。

※完了報告書は、決定通知と一緒に送付します。

2. 都筑区ふれあい助成金 助成区分

区分	事業	主な対象活動	条件			備考
A 要 援 護 者 支 援 区 分	① 集いの場	サロン・ミニデイサービス・茶話会・認知症カフェ等・会食会・こども食堂・地域食堂・若者支援（フリースペース/居場所づくり/学習支援）・子育て支援事業（支援者が主催する活動）等	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	※対象が障害児者のみの場合は、「障害児者支援事業区分」に該当する。 ※主催者は条件の「1回あたりの人数」にはカウントしない。
			72回以上	10名以上	400,000	
			48回以上	10名以上	300,000	
			36回以上	10名以上	180,000	
			20回以上	5名以上	120,000	
			10回以上	5名以上	80,000	
			6～9回	5名以上	50,000	
			【新規立ち上げ事業】 年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上		40,000	
	② 家事・生活支援	①住民同士の助け合い活動（介護保険事業を除く。例：調理・掃除・草取り・子どもの一時預かり・送迎・買い物等の家事・見守り訪問・生活相談を受け対応する活動） ②相談支援・傾聴活動（施設訪問しての傾聴活動は福祉のまちづくり区分へ） ③電話相談	年間延べ回数		助成上限額	※年間に対応した延べ訪問回数でカウントする。例）1日のうちでAさんから午前中、草取り、午後、買い物を依頼された⇒2回カウント（訪問回数をカウント）
			800回以上		400,000	
			500回以上		300,000	
			100回以上		160,000	
			50回以上		80,000	
			30回以上		50,000	
			【新規立ち上げ事業】 年度内3ヶ月以上実施 月訪問回数3回以上		40,000	
	③ 配食	配食 ※定期的に利用者宅に食事を届け、見守りを行う活動等	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	※1回の食数＝1回あたりの配食した人数とする。
			1回あたりの人数	10名以上	10名以上	
			60回以上	10名以上	400,000	
			48回以上	10名以上	300,000	
			36回以上	10名以上	240,000	
			20回以上	10名以上	160,000	
			10回以上	5名以上	80,000	
			6～9回	5名以上	60,000	
			【新規立ち上げ事業】 年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上		40,000	
			年間延べ回数		助成上限額	※片道1件を1回とする。 ※1回の乗車で複数名乗車した場合は、乗車人数が回数と同数となる。例）サロンの送迎で2人同時の乗せた。2回カウント。
	④ 送迎	道路運送法79条に基づく登録団体及び無償で活動を行う団体が行う車両による送迎活動	1,000回以上		350,000	
			500回以上		300,000	
			100回以上		250,000	
			【新規立ち上げ事業】 年度内3ヶ月以上実施 月10回以上		40,000	

区分	事業	主な対象活動	条件			備考
B 障 害 児 者 支 援 区 分	① 障害児者支援・障害当事者活動	当事者団体及び家族会、支援者団体が実施する事業 ①余暇支援事業・青年学級、②リハビリ目的等の集い事業、③障害者スポーツ、④訓練会 等	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	※親や家族のみの活動は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。 ※A①集いの場事業と同規模の事業の場合、差額を別途助成します。詳しくは次頁「3.お知らせ」をご覧ください。
			36回以上	20名以上	200,000	
			36回以上	10名以上	150,000	
			20回以上	5名以上	100,000	
			10回以上	5名以上	60,000	
			年1回～9回	5名以上	40,000	
			【新規立ち上げ事業】 年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上		40,000	
	② 宿泊・日帰りハイク	当事者および家族会、訓練会が企画する事業	条件		助成上限額	※参加者が家族のみの事業は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。
			当事者参加数5人以上		50,000	
	③ 視覚障害者・聴覚障害者支援	手話サークル、聴覚障害者支援事業（要約筆記支援等）、視覚障害者支援事業（点訳・音声訳・誘導等）	条件		助成上限額	※回数・人数要件はありませんが、事業報告の時には回数・人数等の内容を記載する必要があります。
			—		50,000	

区分	主な対象活動	条件			備考
C 福祉のまちづくり区分	①布おもちゃ/②セルフヘルプグループ（家族会・介護者の集い・難病患者会・依存症の会）/③外国人支援（日本語教室、国際交流）/④おもちゃドクター/⑤本の読み聞かせ/⑥車いすダンス/⑦防災関連事業（地域防災拠点訓練除く）/⑧地域住民交流（お祭り、運動会等）/⑨自然環境活動/⑩福祉情報紙/⑪福祉に関する啓発、勉強会、公開講座/⑫子育て支援事業（支援者以外が行う自主的な活動）/⑬施設・病院支援ボランティア（施設内での傾聴ボランティア含む）/⑭「要援護者支援区分」の対象事業の助成要件に満たない活動 ※①③は人数要件はありません。	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	※1回あたりの人数は参加者の人数です。（主催者側の人数を除きます） ※チャリティーイベントなどの収益事業は対象外。
		6回以上	5人以上	40,000	
		1～5回	5人以上	30,000	
	⑭のうち家事・生活支援活動及び送迎活動	12回以上	月1～2回程度	30,000	

区分	主な対象活動	条件			備考
D 健康増進区分	①高齢者健康増進事業 ②施設等を訪問する特技ボランティア	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	※1回あたりの人数は ①の場合、会の主催者を除く人数です。 例）自治会館で体操教室を行っている、役員など会の運営に携わる方以外で5名以上の参加者が必要です。 ②の場合、参加者の人数です。例）施設で音楽演奏する場合、参加者（演奏を聞く方）が5名以上必要です。 ※特技ボランティアの場合、主催者側の年齢に制限はありません。
		3回以上	5名以上	10,000	

都筑区社協正会員で、「善意銀行配分金」申請予定のみなさま
 →「善意銀行配分金」の申請に必要な収支予算書は、「都筑区ふれあい助成金」申請書の収支予算書で兼ねることができます。その場合は、収支予算書の「他からの助成金」の欄に申請予定金額と「善意銀行配分金（予定）」の文言を記載してご提出ください。

詳しくは、てびき次頁「お知らせ」をご覧ください

提出前のチェック項目

～窓口に提出する前に、今一度ご確認ください～

☐ 令和5年度用の書式ですか。（昨年と一部書式が異なります）

☐ 申込区分にあった申込書に記入していますか。

☐ 申込書（様式1-1～1-4・様式2-1～2-3）は、A4両面ですか。

☐ 提出用1部と団体控え1部の合計2部ありますか。

☐ 提出書類の訂正箇所は二本線を引き、訂正されていますか。
 修正液・修正テープ・消せるボールペンの使用は不可です。

<<令和4年度助成団体>>

必ず令和4年度の報告書と令和5年度の申請書を一緒にご提出ください。
 ※報告書、申請書の両方がそろっていない場合、受け付けられません。

☐ 報告書（様式4-1～4-4）は、A4両面ですか。

☐ 活動がわかるもの（写真(報告書に添付)やチラシ等） ありますか。

☐ 提出用2部と、団体控え1部がありますか。

☐ 10万円以上助成を受けた団体は、領収書写し（1部）がありますか。

3

3. 都筑区社協 正会員の皆様

都筑区独自助成

都筑区社協正会員で、「善意銀行配分金」申請予定の みなさま

「善意銀行配分金」の申請に必要な収支予算書は、「都筑区ふれあい助成金」申請書の収支予算書で兼ねることができます。その場合は、収支予算書の「他からの助成金」の欄に申請予定金額と「善意銀行配分金（予定）」の文言を記載してご提出ください。

【記入例】 ※善意銀行で 30,000 円を申請する予定の場合

< 収支予算書 >

収支予算			様式（1-2）
団体名：ボランティアかけはし			
申込事業全体の予算額を記入してください。（助成対象経費以外の経費についても記入してください。）（単位：円）			
科 目	予 算 額	説 明（内訳・算出根拠）	
① 都筑区ふれあい助成金	60,000		平均率で算
② 減価償却費	20,000		
③ サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	96,000	200円×20名×24回	
④ 担い手・ボランティアの会費等	6,500	ボランティア年会費500円×13名	
⑤ 他からの助成金・補助金	30,000	善意銀行配分金（予定）	
⑥ その他（ ）			
⑦ 自主財源計 （③+④+⑤+⑥）	132,500	⑦が⑧に占める割合 ⑦÷⑧≥20%	60

「他からの助成金・補助金」の「予算額」に善意銀行申請予定金額、「説明」に「善意銀行配分金（予定）」とご記入ください。

自主財源	③ サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	96,000	200円×20名×24回	
	④ 担い手・ボランティアの会費等	6,500	ボランティア年会費500円×13名	
	⑤ 他からの助成金・補助金	30,000	善意銀行配分金（予定）	
	⑥ その他（ ）			
	⑦ 自主財源計 （③+④+⑤+⑥）	132,500	⑦が⑧に占める割合 ⑦÷⑧≥20%	60 %

4. 令和5年度 都筑区ふれあい助成金 解 説

都筑区ふれあい助成金は、より豊かな市民社会の実現のために、市民の自発性のもと、横浜市内で行われる非営利な地域福祉推進事業や障害福祉推進事業の支援を目的として実施します。

1. 助成対象団体

- ① 原則として都筑区に活動拠点を置き、横浜市の地域福祉推進のために事業を行う市民活動団体
 - ② 原則として都筑区に活動拠点を置き、横浜市の障害福祉推進のために事業を行う障害当事者及び家族団体
- ◆ 代表者宅、団体事務所が区外であっても、事業の対象地域が区内であれば対象となります。
 - ◆ 単一家族で構成される団体は対象外とします。
 - ◆ 法人は、特定非営利活動法人（一般・認定・指定）、もしくは作業所・グループホームを運営している一般・公益社団法人を対象とします。社会福祉法人等は対象になりません。
 - ◆ 代表者もしくは連絡担当者は会計担当者と重複しないこと。（円滑な団体運営を行っていく上では、運営に携わる者が複数名いることが望ましいため）
 - ◆ 代表者・連絡担当者・会計責任者は必ず団体のメンバーでなければなりません。
 - ◆ ただし、①②であっても次に該当する場合は除きます。
反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関りがある団体・法人

2. 助成対象事業

- ① 複数の横浜市民を対象とする、区内もしくは市内で行う事業
※障害当事者が行う宿泊事業および日帰りハイク事業については、市外も対象とします。
- ② 非営利な事業
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない事業
- ④ 政治上の主義を推進することを目的としない事業
- ⑤ 公的サービス事業と重複しない事業
※公的サービス事業とは
・介護保険指定事業、介護保険基準該当サービス事業、障害者総合支援法に基づくサービス
・一般行政サービス（高齢者・障害者食事サービス事業等）
※公的サービス事業を実施している団体で、公的サービス事業対象者以外の方へ同様のサービスを提供している場合は助成対象とします。
- ⑥ 行政（国・県・市・区）からの補助・助成を受けていない事業
※行政からの補助・委託事業の例
横浜市市民活動推進基金「よこはま夢ファンド」助成事業、ヨコハマ市民まち普請事業、元気づくりステーション事業、横浜市プレイパーク運営支援事業、横浜子ども居場所づくり活動支援補助金事業、個性ある区づくり推進事業、市地域福祉保健計画、区地域福祉保健計画に関する補助・委託事業 等
- ⑦ 横浜市社会福祉協議会からの補助・委託（在宅障害児者家庭援護事業 障害者福祉団体活動支

援事業 第4期地域福祉保健計画に関する補助・委託事業等)を受けていない事業

- ⑧ 横浜市社会福祉協議会 善意銀行の配分を受けていない事業
- ⑨ 横浜市社会福祉協議会 福祉バスを利用しない事業
- ⑩ 送迎活動を行う団体については、道路運送法第79条に基づく登録を受けていること、または無償でサービスを提供している事業
- ⑪ 安定した団体運営と事業の継続性の観点から収入合計から前年度繰越金・積立金を除いた額の**20%以上**(小数点第一位を切り捨て)自主財源を確保している事業
※自主財源とは、団体構成員の会費、サービス利用者の利用料、バザーなどの収益金、他の民間助成金など、都筑区ふれあい助成金以外から財源のことをいいます。

自主財源率の計算式

$(\text{自主財源}) \div (\text{収入合計} - \text{前年度繰越金} \cdot \text{積立金}) \times 100 = \text{自主財源率} (20\% \text{以上あること})$

- ⑫ 親子サークル等が行う「主に自助を目的とする事業」は、会員外も活動の対象である等、地域に活動が開かれている事業
※自助を目的とする事業とは、当事者のみで行われている団体活動(支援する第三者が主体となっていない事業)のことをいいます。
- ◆ 申請事業以外の事業についての会議、役員会、打合せ会、特定の目的のために資金を集める事業(バザーやチャリティーコンサート、募金など)は対象外とします。
- ◆ 集いの場事業については、原則として、活動中は開催場所を占有できない場合は対象外とします。

3. 助成区分・助成条件・助成限度額

助成区分(P2~P3)のとおり。

4. 助成の制限

- ① 申込は原則として1団体1事業とします。ただし、1つの団体で別々の事業の場合は、横浜市社会福祉協議会受付分のよこはまふれあい助成金との重複を可とします。
- ② 平成15年~24年度に、よこはまふれあい助成金 団体自立支援助成<D区分>を受けた事業は、申込みはできません。
- ③ 前年度繰越金が収入合計の25%(小数点第一位を切り上げ)を超えるものは申込できません。

前年度繰越金の割合の計算式

$(\text{前年度繰越金}) \div (\text{収入合計}) \times 100 = \text{前年度繰越金の割合} (25\% \text{以内であること})$

- ④ 以下の項目に該当する場合は、同一団体とみなし、申込は不可とします。
 - ・利用対象者及び、活動者が概ね半数以上重複すること。
 - ・振込先が同一であること
 - ・同一の区分において、主たる代表者等が同一の場合
- ⑤ 前年度からの継続申込団体で、前年度活動実績が助成条件を満たさない場合は、同一区分での申込ができません。ただし以下のいずれかに該当する場合を除きます。
 - イ) C福祉のまちづくり区分、D健康増進区分に申し込む場合

ロ)前年度、助成条件を満たせなかったやむを得ない事情があると認められる場合

ハ)今年度は助成条件を満たす見通しがあると認められる場合

- ⑥ 今年度新規申込団体のうち、次の助成区分に申し込む団体は、以下の活動実績が必要となります。

助成区分	助成条件
A 要援護者支援区分 上限30万円以上の助成 B① 障害児者支援活動・当事者活動の上限20万円以上の助成	令和5年1月以降 毎月実施し、 合計9回以上の実績
A 要援護者支援区分 上限30万円未満の助成 B① 障害児者支援活動・当事者活動の上限20万円未満の助成	前年度に3か月以上の 活動実績があること
B③ 障害者支援区分 視覚・聴覚障害者支援	事業を 実施していること

*ただし、同等の実績があると認められる場合は申し込みが可能です。

申請のてびき 別冊 II (1) ②をご確認の上、詳しくはお問合せください。

*サービス利用者数、障害当事者数に関する条件については、助成区分一覧と同一です。

上記以外の助成区分については、活動実績は必要ありません。

- ⑦ 新規立上げ事業区分の申込団体は、申込段階で活動実績は不要ですが、申請年度内に3か月分以上の活動実施が必要です。
- ⑧ 必要に応じて、会員名簿や会計報告などの提出を求めています。
- ⑨ 参加費等を徴収する場合、当該団体の会員と非会員の参加費等の差が1.5倍を超える場合は、申し込みは不可とします。
- ◆ 助成額の少ない区分から多い区分へ変更する場合は、前年度活動実績が、助成額の多い区分の助成条件を満たしている場合、または今年度助成条件を満たせる見通しがある場合は申込できます。
- ◆ 前年度活動実績が、助成条件を満たしていない場合、前年度助成区分より助成額の少ない区分の助成条件を満たせば申込できます。

5. 対象経費

助成対象経費は「科目の説明（てびき11ページ）」のとおりです。

6. 申込み

【申込期間】令和5年4月10日（月）～4月21日（金）（土・日除く）

*新規立上げ事業区分については令和5年4月3日（月）～12月22日（金）

【申込方法】郵送または窓口持参にて、下記の書類を提出してください。

郵送の場合：令和5年4月21日（金）消印有効

窓口持参の場合：予約制となります。「申請のてびき 別冊」をご確認ください。

- * なお、郵送でお申し込みの場合も、必要に応じて窓口への来所をお願いする場合があります。
- * 区分を問わず、新規に申し込む場合、必ず事前にご相談ください。相談は予約制ですので、まずはお電話にてお申し出ください。

【提出書類】

- ・ A福祉のまちづくり区分・B障害児者支援区分・C福祉のまちづくり区分：様式1-1～1-4
- ・ D健康増進区分：様式2-1～2-3
- ＊ A～D区分で今年度新たに申し込む団体は、上記のほか、①前年度の活動実績(実施回数と参加者数)が分かるもの ②会則 ③パンフレット・チラシなど(あれば)をご提出ください。
- ・ 新規立ち上げ事業：①様式3-1～3-3 ②会則 ③パンフレット、チラシなど会の活動が分かるもの(あれば)
- ＊ 上記のほか、必要に応じてその他の資料の提出をお願いする場合があります。

【その他 注意事項】

- ① 受付は都筑区社会福祉協議会にて行います。
- ② 申込先は原則として主に活動を行っている区もしくは、区社協会員となっている区となります。ただし、活動場所が複数ある場合は事務所がある区、障害児者支援区分の宿泊事業およびハイク事業に関しては代表者の在住区でも構いません。
- ③ 申込書を書き損じた場合は、用紙を複写したものでご提出いただいても構いません。申込書は、ホームページよりダウンロードできます。ただし、申込書はA4両面印刷の書式を整えてご提出ください。
- ④ 助成額は配分委員会等を経て決定します。結果は文書で通知します。
- ⑤ 代表者の押印は不要です。提出される方は欄外の提出者の氏名・連絡先をご記入ください。提出者が代表者・連絡担当者・会計責任者以外の場合、代表者等に確認の連絡をする場合があります。
- ⑥ 訂正する場合は二重線で訂正してください。訂正印は不要です。
- ⑦ 法人が申請する場合には、申請年度の法人全体の予算書及び前年度決算書を提出してください。申請時に確定していない場合は、確定後すみやかに提出してください。

7. 報告

- ① 助成を受けた団体は、報告書を都筑区社会福祉協議会に2部(原本1部、写し1部(市社協用))ご提出ください。なお、同じものを1部団体控えとして残してください。
 ※次年度も引き続き申請する場合は、次年度の申請書と一緒に今年度の報告書を提出して下さい。
 次年度の申請をしない場合も、原則として、申請期間中に提出してください。
 なお必要に応じて年度内での報告をお願いする場合がありますのでご承知おきください。
- ② 報告書様式(様式4-1～4-4)は、決定通知と一緒に配布します。
 ※両面印刷等、書式を整えてご提出ください。
 ※事業を実施したことがわかるチラシ・写真を様式4-4に添付してください。

※ご提出いただいた書類はご返却いたしません。

- ③ 領収書は各団体で整理の上、年度終了後、5年間は保管しておいてください。(25ページ参照)
また、10万円以上の助成を受けた団体は、助成金を充てる支出科目をあらかじめ申請し、完了報告の際に助成金を充てた分についての領収書写しを必ずご提出ください。
- ④ 事務局が事業実施状況の確認を求めた際には応じていただきます。

8. 助成の取消・返還

次の場合、事業開始後であっても助成決定の取り消し、また助成金が既に交付されている場合は返還していただきます。

- ① 助成条件をはじめ各要件を充たしてない場合
- ② 虚偽の申込み、その他不正な手段により助成を受けた場合
- ③ 団体の都合により事業継続が不可能となった場合
- ④ その他助成決定後の事業について、許可なく変更等を行った場合

※令和5年度の助成の取消・返還について

新型コロナウイルス感染症への対応について、令和5年度につきましては次のとおりいたします。

- ① 助成区分の回数や人数の条件を満たしていない場合は原則返還対象となります。コロナ禍の中で行える活動や新しい生活様式を取り入れた活動について実現可能な範囲での申請をお願いいたします。
- ② 年度内に助成条件が満たせず、実績報告の際に「自主財源が20%以下」、「前年度繰越金が25%以上」になった場合は、従来の返還の考え方に沿って、返還を求めます。令和4年度とは異なりますのでご注意ください。
- ③ 申請事業の活動がコロナ禍において継続できなくなった場合、活動の目的や趣旨に変更のない範囲で区分内での変更は可能ですが、必ず事前にご相談ください。活動内容を変更する場合、助成金額の変更はありません。決定した助成金額の範囲での活動をお願いいたします。

9. 個人情報の取り扱い

- ① 助成申込に関する内容については、複数区において、同一事業での重複申請の確認や団体分析等、当該事業のために使用し、許可なく目的外に使用することはありません。
- ② 助成申込団体に関する個人情報は、ご本人の同意を得ることなく、第三者に開示・提供することはありません。
- ③ ご提出いただいた書類は同一事業での重複申請の確認や団体分析等行うため、都筑区社会福祉協議会と横浜市社会福祉協議会で共有させていただきます。
- ④ 事務局から各団体への連絡（助成決定の可否・その他連絡）は、原則として、申込書に記載してある連絡担当者へ行います。助成決定以降、連絡担当者等が変更される場合には、必ず事務局まで文書にてご連絡ください。

10. 情報公開について

ご提出いただいた書類の団体の概要につきましては、社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会の保有する情報公開に関する規程にもとづき、情報の公開をします。

（公開対象の項目）団体名、団体概要、事業内容、団体代表者氏名

11. 助成財源

本助成金は、

- ①横浜市社協基金（よこはまあいあい基金、障害者年記念基金） ②横浜市社協善意銀行
③都筑区社協「共同募金配分金」 ④都筑区社協「都筑福祉事業基金」

を財源としております。

※よこはまあいあい基金・障害者年記念基金は寄付金・横浜市補助金を原資として構成されています。

※この助成金は、共同募金をはじめ、区・市民からの募金や寄付で成り立っています。

赤い羽根共同募金等を財源とする助成金を受けていることを、事業の周知物（パンフレット・チラシ・看板など）に明示してください。

<明示の文例>

本事業は、赤い羽根共同募金等を財源とする
「都筑区ふれあい助成金」（都筑区社協）の助成を受けています。



「ありがとうシール」

※配食活動等、参加者へお渡しするものがある事業にお使いいただける「ありがとうシール」もございますので、ご活用いただける場合はご連絡ください。

※赤い羽根共同募金運動は、毎年10月～12月に実施しています。

共同募金の趣旨にご理解いただき、募金活動にご協力くださるようお願いいたします。活動内容についてのご案内は、後日お送りいたします。

申込書・報告書のダウンロードは、このアドレスから！

★都筑区社協 ホームページ【 <http://www.tuzuki-shakyo.jp/> 】



5. 科目の説明と対象経費・対象外経費

収入	都筑区ふれあい助成金		都筑区ふれあい助成金申込額
	(総事業費の20%以上) 自主財源	サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	サービス利用料、障害当事者の会費、利用会員が支払う入会金、年・月会費など
		担い手・ボランティアの 会費等	担い手・ボランティアが支払う入会金、年・月会費、賛助金など
		他からの助成金・補助金	都筑区ふれあい助成金以外の助成金・補助金
		その他	上記以外の収入（寄付金・バザーの収益金など）
	その他	前年度繰越金	前年度からの繰越金（ただし、収入合計の25%以下） ※（前年度繰越金÷収入合計×100 小数点第1位を切り上げ）
前年度積立金		事業実施にあたって必要不可欠な物などを購入する場合の積立金。ただし、5年間を上限とし、何のための積立金かを申込書に明記	
支出	助成対象経費（事前準備にかかる経費も対象）	活動費	・活動に関わる交通費、ボランティア謝礼、スタッフ人件費など ※検便代も計上可
		活動場所の維持費	・活動場所の家賃、借り上げ料、施設利用料・活動場所の光熱水費・専有の活動拠点の維持に関わる固定資産税 ※事務所と活動場所が同一住所である場合は、面積按分する。
		物品購入費 (食材費・パーティ等の 飲食経費は除く)	・活動に必要な物品の購入経費 ※ただし、任意団体の場合はその帰属について団体内で申し合わせがされており、一個人に帰属することがないこと ※ボランティアに支払うものは活動費に計上
		謝金	・講演会や研修会、シンポジウムなどにおける謝金、訓練会などの技術指導料
		通信運搬費	・郵券代、電話代、インターネット利用料など
		車両経費 (事業に関わる車両に限る)	・ガソリン代、車検・整備費、車の借り上げ料、年間を通じた事業における自動車税、駐車場借り上げ料、車両購入費 ※自動車税、駐車場借上料、車両購入費については、団体所有の車両でもっぱら当該事業のために使用する車両に限る ※任意団体の場合は、車両の帰属については、団体間で申し合わせがされていること、個人に帰属する事がないこと。
		保険料	・ボランティア活動保険、在宅福祉サービス総合補償、行事保険など ※送迎事業における個人所有の自動車保険は除く
		印刷費	・会報、イベントの案内、記念誌、シンポジウムの成果、調査研究の成果の印刷経費 ※インク代は印刷費に計上
		コーディネーター人件費	・事業に関するコーディネートを行う者の人件費 コーディネーターの定義：団体事務所などに週3日以上出勤し、事業実施のためのコーディネートを行う者。週3日以上勤務するのは、同じ人でなくてもかまいません。
		専有の拠点整備と改修費	・専有の活動拠点の建築、改修工事費など
	助成対象外経費	食材費・パーティ等の 飲食経費	・食事サービス・サロン・クリスマス会・キャンプなどで使用する食材・飲み物・調味料 ・レストラン、宿泊先などでの食事代
		会議費	・申請事業以外の会議等に伴う経費等
		他団体への会費	・連絡会など他団体へ払う会費
		次年度積立金	・積立金は事業実施にあたり、必要不可欠なものを購入する場合に認める。ただし、5年間を上限として、積立年数と購入を記載するものを明記する。
		次年度繰越金	・次年度繰越金

6. 都筑区ふれあい助成金にかかる変更届

年 月 日

社会福祉法人

横浜市都筑区社会福祉協議会会長様

下記のとおり変更を届けます。

変 更 前	変 更 後

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

連絡先住所 _____

電 話 番 号 _____

《事務局確認欄》

事務局長	事務局次長	担当職員

受付日

受付者

7.申込書の記入例(A・B・C区分)

(様式 1-1)

提出者	中川 まもる
連絡先	090-×××-××××

申込書を提出する人のお名前・連絡先(内容についての問い合わせに答えられる方)

※事務局記入欄

令和5年度 都筑区ふれあい助成金申込書

社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会会長 様 令和 年 月 日
 令和5年度 都筑区ふれあい助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

申請団体	ふりがな	ボランティアかけはし				
	団体名	ボランティアかけはし				
	ふりがな	つづき ゆいぴー	住所	〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3		
	代表者	都筑 ゆいぴー	電話	045(943)4058	FAX	045(943) 1863
			メール	info@tuzuki-shakyo.jp		
	ふりがな	なかがわ まもる	住所	〒224-0027 都筑区大柵×××		
	連絡担当者	中川 まもる		電話	090 (111) 1111	FAX
			メール	aiu@eo.com		
	ふりがな	やまだ すみれ	住所	〒224-0001 都筑区中川▼▼		
	会計責任者	山田 すみれ		電話	090(111)9999	FAX
メール			kakiku@keko.jp			
申請額		80,000 円		活動内容	かけはしサロン	
助成区分	☒ 要援護者支援区分 ☐ 障害児者支援区分 ☐ 福祉のまちづくり事業		☒ 集いの場 ☐ 家事・生活支援 ☐ 配食 ☐ 送迎			
	☐ 障害者支援区分		☐ 障害児者支援 ☐ 当事者活動 ☐ 宿泊/日帰り ☐ 尊厳障害者支援			
	☐ 福祉のまちづくり事業		☐ 申請する事業名			
申請事業について 申請する区分にチェック						
■事業の目的についてご記入ください。 新しく引っ越してくる住民が多いなか、地域とのつながりがあまりない高齢者も多く、そのような方々が食事会を通して地域で仲間をつくり、孤立を防止することを目的に実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、食事会からお茶のみサロンに変更して申請します。地域内でおたがいさまの関係が築ければと思います。						
■事業の内容（年間の事業内容を簡潔に。詳しくは別紙「年間事業計画書」にご記入ください。） 月1回、第4水曜日の13時～15時 町内会館でお茶を飲みながらおしゃべりタイム。8月と1月は休会。 年に2回は、ボランティア団体を招きコンサートやマジックを楽しむ予定です。 食事が難しい間は、飲食を伴わないおしゃべりサロンを短時間で実施する予定です。						
■参加者募集について（どんな方法で募集しますか） - 町内会の回覧板や掲示板でのお知らせ - 口コミなどで近隣の地区からの参加者もいます			※事務局記入欄 要領上の回数人数 (回 人) ☐ 新規 ☐ 継続		受付印	

収支予算

団体名： ボランティアかけはし

申請事業全体の予算額を記入してください。（助成対象経費以外の経費についても記入してください。）

（単位：円）

科 目		予 算 額	説 明（内訳・算出根拠）		
収 入	① 都筑区ふれあい助成金	80,000	千円単位で記入		
	自主財源	② サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	30,000	300円×10名×10回	
		③ 担い手・ボランティアの会費等	16,000	小数点第1位切り捨て。 申請時点では、「自主財源金が繰越金 を除く収入総額の20%以上」という基 準は変更ありません。	
		④ 他からの助成金・補助金	5,000		
		⑤ その他（バザー収益）	15,000		
		⑥ 自主財源計 （②+③+④+⑤）	66,000	⑥が⑦に占める割合 ⑥÷⑦≥20%	45 %
	⑦小計（①+⑥）		146,000	※小数点第1位切捨て	
	その他	⑧ 前年度繰越金	32,000	⑧が⑩に占める割合 ⑧÷⑩≤25%	18 %
		⑨ 前年度積立金		※小数点第1位切上げ	
	⑩合計（⑦+⑧+⑨）		178,000	申請時点では、「前年度繰越金が収入 総額の25%まで」という基準は変更あ りません	
科 目		予算額	予算額のうち 金を充てる		
支 出	助成対象経費	⑪ 活動費	35,000	35,000	代表者費用弁償@5000×1名 会計担当費用弁償 3000×2名 ボランティア交通費@300×8名×10
		⑫ 活動場所の維持費	5,000	5,000	会場利用料 500×10回
		⑬ 物品購入費 （除：食材費・飲食経費）	25,000	22,200	助成金を充てる予 定の経費を記載 2,800円
		⑭ 謝金	10,000	10,000	イベント時の演芸者謝礼5,000円×2回
		⑮ 通信運搬費	2,000	0	欠席した方へのはがき代
		⑯ 車両経費 （事業に関わる車両に限る）	5,000	5,000	買い出し担当の車代@500×10回
		⑰ 保険料	2,800	2,800	ボランティア活動保険 350円×8名
		⑱ 印刷費	5,000	0	チラシの印刷費
		⑲ コーディネーター人件費	0	0	
		⑳ 拠点整備と改修費	0	0	
	小 計⑪（⑪～⑳）		89,800	80,000	
	助成対象外経費	㉒ その他（食材費）	60,000		食材費
		㉓ その他（ ）			
		㉔ 次年度積立金			
㉕ 次年度繰越金		28,200		収入合計と一致	
合 計㉖（㉑～㉕）		178,000	80,000		

* 収入・支出の合計額は同額になります。説明欄は、内訳・算出根拠も必ず詳しくご記入ください。

* 記入にあたっては、申込事業全体の予算額を記入してください。（助成対象経費以外の経費についても記入）

団体名: ボランティアかけはし

年間事業計画書

令和5年4月～令和6年3月の申請事業における年間実施スケジュールについて、**該当する項目**をご記入ください。

月	日	時間	回数	会場	内容	1回あたりの 参加人数 (利用者・障害 当事者数など)	備考
4	第4 水曜日	13時～15時	1	〇〇町内会館	おしゃべりタイム	10	
5	第4 水曜日	13時～15時	1	〇〇町内会館	おしゃべりタイム	10	
6	第4 水曜日	13時～15時	1	〇〇町内会館	おしゃべりタイム	10	
7	第4 水曜日	13時～15時	1	〇〇町内会館	おしゃべりタイムとコンサート	10	
8	休				主催者(担い手)は 参加者数に含みません		
9	第4 水曜日	13時～15時	1	〇〇町内会館	おしゃべりタイム	10	
10	第4 水曜日	13時～15時	1	〇〇町内会館	おしゃべりタイム	10	
11	第4 水曜日	13時～15時	1	〇〇町内会館	おしゃべりタイム	10	
12	第4 水曜日	13時～15時	1	〇〇町内会館	おしゃべりタイム	10	
1	休						
2	第4 水曜日	13時～15時	1	〇〇町内会館	おしゃべりタイムとマジック他	10	
3	第4 水曜日	13時～15時	1	〇〇町内会館	おしゃべりタイム	10	
合計			10			100	
1回あたりの人数が必要な区分 (□集いの場・□配食・□障害児者支援・□当事者活動・□福祉のまちづくり) ※全体の参加者数÷全体の回数						10	1回あたりの 人数

団体の状況について

新たに加わった項目です。未就学児の保育活動(子どもの預かり)実施団体は必ず記入してください。

発足年月日	2008年 10月 1日 (活動年数14年)		☐ 保育活動 ☐ 届出済 ☐ 未届 ☐ 区役所相談中 (認可外保育施設設置届: 年 月)		
申請事業以外の事業	なし 会として、他にやっている事業があれば記載してください。				
活動対象地域	〇〇連合自治会エリアおよびその周辺				
活動場所	〇〇町内会館				
活動日	毎月第4水曜日(8月・1月はお休み)	時間帯	10時～12時		
事業対象者	☐ 児童・青少年(年代:) ☐ 障害児者(年代:) ☒ 高齢者(年代: 60代くらい～) ☒ その他(ご希望があればどなたでも)	利用者	☒ 利用料/ ☐ 会費 100円/1回あたり・年		
		担い手	☐ 利用料/ ☒ 会費 500円/1回あたり・年		
受入状況	新規対象者	活動に参加している実人数(延べ人数ではなく)を記載してください。正確にわからなければ、この例のように「約〇人」でも構いません。収支予算の会費収入や保険料との整合性も確認してください。	サービス利用者または障害者	約15	人
	体験学習		ボランティア	8	人
	ボランティア		☒ 有 ☐ 無	その他(家族・講師等) 1	人
他機関連携 (連携する機関)	☒ 区社協【会員 ☒ 有 ☐ 無】 ☒ 地区社協【会員 ☒ 有 ☐ 無】 ☒ 自治会町内会 ☐ 地域ケアプラザ ☒ その他(かけはし音楽クラブ)		活動保険	☒ 加入(名称 ボランティア行事保険) ☐ 未加入	

■上記地域や他団体との交流連携(どのように連携をとり実施する予定か)

区社協で実施するボランティア交流会などに参加し、情報交換しています。

また区社協やケアプラザの職員が時々参加し、活動へのアドバイスなどいただいています。

自治会や地区社協には助成金や、チラシの回覧など多大な協力をいただいています。

団体が抱えている課題・問題点

会場が広くなく、密集を避けるためにも現在新規の参加はお断りしていますが心苦しい限りです。

コロナウイルスの状況下ですが、参加のみなさまからは会って話をしたいとの希望も多いので、

感染対策を行いながら無理のない範囲で活動を継続していきます。

提出者	荻田 東子	受付者	7-2.申込書の記入例（D区分）	
連絡先	090(111)1111	※事務局記入欄		

令和5年度 都

健康増進区分

社会福祉法人横浜市 都筑区社会福祉協議会 令和 5年 4月 17日

令和5年度 都筑区ふれあい助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

申請団体	ふりがな	けんこうたいそうつづき				
	団体名	健康体操 つづき				
	ふりがな	かけはし つづき	住所	〒224-0006 都筑区荻田東4-10-3		
	代表者	架橋 都筑	TEL	058	FAX	045(943)1863
	ふりがな	えだ とうこ	住所	〒224-0000		
	連絡担当者名	荻田 東子	TEL	058	FAX	なし
	ふりがな	だい くまお	住所	都筑区××町〇〇		
	会計責任者名	大 熊男	電話	045(999)1111	FAX	同左
			メール	321@dcba.jp		
	どちらかに○		健康増進区分	助成申込金額	10,000 円	
活動内容	○	①高齢者の健康増進事業	活動場所	▼△地域ケアプラザ		
		②施設等を訪問する特技ボランティア				
申請	☐ 新規申請（新規立上げ助成含まず） ※今年度初めて申請の場合チェック		参加者数	10 人		
■活動の目的						
参加者同士の交流と健康づくりを目的として実施し、より、みんなで健康長寿を目指しています。						
■年間の事業スケジュール						
月	内容	人数	回数	人数	備考	
4	(休会)		11			
5	軽体操	7	12	軽体操	7	
6	軽体操	7	1	軽体操	7	
7			2	軽体操	7	
8		7	3	軽体操	7	
9	軽体操	7	合計回数	10 回	1回あたりの人数 7.0	
10	軽体操	7	合計人数	70 人		
17						

申込書を提出する人のお名前・連絡先(内容についての問い合わせに答えられる方)

押印は不要になりました

会計担当者は、他の役職を兼ねることはできません

実施回数と、参加見込み人数（予定で構いません）
*ただし、すでに中止が決まっていることに関しては事業計画に含まないでください。

主催者を除く人数

受付印

収支予算

申請事業全体の予算額を記入してください。（助成対象経費以外の経費について）

団体名

予定している活動をすべて
実施できた場合の収入見
込みを記載してください。

円

科 目		予 算 額		
収 入	① 都筑区ふれあい助成金	10,000		
	自主財源	② サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	14,000	200円×7名×10回
		③ 担い手・ボランティアの会費等	6,000	参加費
		④ 他からの助成金・補助金	5,000	●●自
		⑤ その他（ ）	5,000	年2回●●ハフに参加
		⑥ 自主財源計 （②+③+④+⑤）	30,000	⑥が⑦に占める割合 ⑥÷⑦≥20%
	⑦小計（①+⑥）		40,000	※小数点第1位切捨て
	その他	⑧ 前年度繰越金	3,500	⑧が⑩に占める割合 ⑧÷⑩≤25%
		⑨ 前年度積立金		
	⑩合計（⑦+⑧+⑨）		43,500	
科 目		予算額	予算額のうち助成金 を充てる金額	
支 出	助成対象経費	⑪ 活動費		
		⑫ 事業にかかる予算全体を記載		
		⑬ 物（除：食材費・炊具経費）	3,000	
		⑭ 謝金	30,000	10,000
		⑮ 通信運搬費		
		⑯ 車両経費 （事業に関わる車両に限る）		
		⑰ 保険料	5,600	
		⑱ 印刷費	3,000	
		⑲ コーディネーター人件費		
		⑳ 拠点整備と改修費		
	小 計㉑（⑪～㉒）		41,600	10,000
	助成対象外経費	㉓ その他（ ）		
		㉔ その他（ ）		
㉕ 次年度積立金				
㉖ 次年度繰越金		1,900		
合 計㉗（㉑+㉕+㉖）		43,500	10,000	

収入合計と一致

支出合計と一致

小数点第1位切り上げ。
申請時点では、「前年度繰越金
が収入総額の25%まで」という
基準は変更ありません。

助成金を充てる予
定の経費を記載

* 収入・支出の合計は、収入合計と一致、支出合計と一致。説明欄は、内訳・算出根拠も必ず詳しくご記入ください。
* 記入にあたっては、申込事業全体の予算額を記入してください。（助成対象経費以外の経費についても記入）

団体の状況について

団体名: 健康体操 つづき

発足年月日	2008年 10月 1日 (活動年数14年)				
申請事業以外の事業	なし 会として、他にやっている事業があれば記載してください。				
活動対象地域	〇〇連合自治会エリアおよびその周辺				
活動場所	▼△地域ケアプラザ				
活動日	毎月第2木曜日 (8月はお休み)	時間帯	10時～11時		
事業対象者	☐ 児童・青少年 (年代:) ☐ 障害児者 (年代:) ☒ 高齢者 (年代: 60代くらい) ☐ その他 ()	利用者	☒ 利用料/□会費 200円/1回あたり・年		
		担い手	☒ 利用料/□会費 200円/1回あたり・年		
受入状況	新規対象者	☒ 有 ☐ 無	所属人数	サービス利用者 または障害者	約10 人
	体験学習	☒ 有 ☐ 無		ボランティア	3 人
	ボランティア	☐ 有 ☒ 無			人
活動保険	☒ 加入 (名称 ボランティア行事用保険) ☐ 未加入				
他機関連携 (連携する機関)	☒ 区社協【会員 ☐ 有 ☒ 無】 ☒ 地区社協【会員 ☒ 有 ☐ 無】 ☒ 自治会町内会 ☒ 地域ケアプラザ ☐ その他 () ☐ その他 ()				

活動に参加している実人数(延べ人数ではなく)を記載してください。
 正確にわからなければ、この例のように「約〇人」でも構いません。
 収支予算の会費収入や保険料との整合性も確認してください。

■上記地域や他団体との交流連携 (どのように連携をとり実施する予定か)

会場であるケアプラザの職員が時々参加し、活動のアドバイスをもらっています。新規参加者を紹介してもらったこともあります。

団体が抱えている課題・問題点

同じ人が役員を続けているので、交代制にできないかと検討中です。
 男性の参加者を増やしたいです。

8. 令和4年度報告書の記載例

(様式4-1)

受付者

整理番号

※事務局記入欄

令和4年度 都筑区ふれあい助成金完了報告書

社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会会長 様

令和 5 年 4 月 日

次のとおり事業が完了いたしましたので報告いたします。

申請団体	ふりがな	かけはしちゅうしょくかい		
	団体名	かけはし昼食会		
	ふりがな	つづき	〒●●●-●●●●	
	代表者名	都筑 あい	住所	都筑区〇〇町△-△
			電話	△△△-▼▼▼▼ FAX △△△-▼▼▼▼
			メール	info@〇×▼.jp
	ふりがな	よこはま ゆいた	住所	〒●●●-●●●●
	連絡担当者名	横浜 ゆい太	住所	都筑区××町△-△
			電話	△△△-▼▼▼▼ FAX △△△-▼▼▼▼
			メール	▲▲▲@〇×▼.jp
ふりがな	みどり あおば	住所	〒●●●-●●●●	
会計責任者名	緑 あおば	住所	都筑区□□町△-△	
		電話	△△△-▼▼▼▼ FAX △△△-▼▼▼▼	
		助成を受けた金額を記載		
助成区分 ■A要援護者支援区分 □B障害児者支援区分 □C福祉のまちづくり区分 □D健康増進区分		助成決定金額	80,000 円	
		減額調整分決定金額	円	
助成申込事業	区分	申請事業	回数	1回あたりの人数
	A 要援護者支援	■ ①集いの場活動 高齢者昼食会	2 回	10 人
		□ ②家事・生活支援活動	回	人
		□ ③配食活動	回	人
		□ ④送迎活動	回	人
	B 障害児者支援	□ ①障害児者支援活動	回	人
		□ ①当事者活動	回	人
		□ ②宿泊・日帰りハイク活動	回	人
		□ ③視覚聴覚障害者支援活動	回	人
	C	□ 福祉のまちづくり区分	回	人
D	□ 健康増進区分	回	人	
備考欄（事務局） ※次年度申請 □あり □なし（ ）			受付印	

押印は不要です

当初予定していた事業名（この例では「お手紙を持つての訪問」に変更していますが、ここには申請した事業名を記載してください）

収支報告

申請事業全体の決算額を記入してください

受け取った助
成金の金額

団体名： かけはし昼食会

（外経費についても記入してください。）

（単位：円）

科 目		予 算 額	決 算 額		説 明（決算額内訳・算出根拠）
収 入	① 都筑区ふれあい助成金	80,000	80,000		都筑区ふれあい助成金額（千円単位）
	② 減額調整分				
	③ サービス利用者（障害当事者）の		0		食事会は未実施のため、なし
	④ 担い手・ボランティア		1,400		ボランティア会費@200×7人×1回
	⑤ 他からの助成				
	⑥ その他（				
	⑦ 自主財源計 （③+④+⑤）		81,400		⑦が⑧に占める割合 ⑦÷⑧≥20% 1 % ※小数点第1位切捨て
	⑧ 自主財源		30,000		⑨が⑩に占める割合 ⑨÷⑩≤25% 27 % ※小数点第1位切上
	⑨ その他				
	⑩ 収入合計		111,400		
科 目		予 算 額	決 算 額	決算額のうち助成金を充てる金額	説明（決算額の内訳・算出根拠）
支 出	⑫ 活動費	40,000	7,000	7,000	ボランティア費用弁償@500円×7人×2回
	⑬ 準備会の会館使用料	0	600	600	準備会の会館使用料@200円×3回
	⑭ その他（活動費）	0	10,720	10,720	カード@〇円×30枚 色鉛筆@〇円×〇セット、ミニツリー@〇円×〇個 ...
	⑮ ボランティア活動保険	0	2,450	2,450	ボランティア活動保険@350×7名
	⑯ 印刷費	3,000	210	210	打合せ資料コピー代
	⑰ コーディネーター人件費				
	⑱ 拠点整備と改修費				
	⑳ 小 計（⑫～⑱）	87,450	20,980	20,980	
	㉑ その他（食材費）	64,600	12,000		訪問時のお土産（クッキー）、お茶
	㉒ その他（返還金）		59,020		都筑区社協への返還金
助 成 対 象 外 経 費	㉓ 次年度積立金				
	㉔ 次年度繰越金	1,950	19,400		
	㉕ 合計（㉒～㉔）		111,400		

* 収入

①都筑区ふれあい助成額+②減額調整分-㉒助成対象経費の小計=返還額

例：80,000円+0円-20,980円=59,020円 ※59,020円を返還していただきます

事業報告

団体名：

かけはし昼食会

令和4年4月～令和5年3月の申請事業における年間実施報告について該当する項目にご記入ください。

月	日時	実施回数※	参加者数※	会場	事業内容
			※集いの場/配食/障害児者支援区分/福祉のまちづくり区分/健康増進区分 は記入下さい		
4					
5					
6					
7					
8					
9	10～15日	1	10		ふだん昼食会に参加している方をボランティアが訪問した。
10					
11					
12	20～25日	1	10		ふだん昼食会に参加している方をボランティアが訪問した。
1					
2					
3					
合計		2	20		
月平均/ 1回あたりの人数			10.0		

事業の実績を記載
→なければ空欄で構いません。

(準備会等についてはここには記載しないでください)

もともとは「集いの場」なので、1回でカウント。

※もともと訪問活動で申請していた場合は、
訪問回数＝実施回数になります。

※「実施回数」・「参加者」の考え方は区分・事業ごとに以下のカウント方法となります。

☐ 「集いの場」「福祉のまちづくり区分」「健康増進区分」	→	年間回数と1回あたりの参加者・利用者
☐ 「配食」「障害児者支援活動・当事者活動」	→	1回あたりの参加者数・利用者数
☐ 「家事生活支援事業」	→	年間回数（訪問者数）
☐ 「送迎」	→	年間回数（送迎回数）
☐ 「障害児者宿泊・日帰りバスハイク事業」	→	1回の参加者数
☐ 「視覚・聴覚障害者支援事業」	→	年間の利用者数総数

団体名:

■今年度の活動を振り返って
例1：コロナウイルスのため集まることや飲食は見合わせたが、会話が減ることが心配との声がボランティアの中からも上がり、参加者を訪問することにした。9月には絵手紙とクッキー、12月はクリスマスカードとミニツリーを持参した。
参加者の元気な顔を見ることができ、参加者からも会えて嬉しいとの言葉をいただいた。
例2：青少年の支援を考えるシンポジウムを7月に予定していたが、コロナのため延期。12月の実施に向けて、講師との打ち合わせ、チラシ印刷も行ったが、再度感染者が増えたため中止。チラシの印刷費や会場のキャンセル料、打合せの交通費等が発生しました。
■今後の課題
新型コロナウイルスの状況をみながら活動を進めていくが、いずれは食事をしながらのお話会にしていきたい。

■事業の周知について(今年度どのように活動を周知したか教えてください)
例1：集まっておしゃべりをしたいとの希望も多いので、短時間・少人数での開催を検討する
例2：オンラインでの開催も含め検討中です。

■他団体との連携について(活動にあたり他団体とどのように連携したか教えてください)
地域ケアプラザや地区社協の方から活動に対してのアドバイスをもらいました。

■ふれあい助成金は寄付金が財源となっています。寄付者へのメッセージをご記入ください
皆様のご寄付に感謝します。会に参加される方は独居の方が多く、コロナ禍の中で希薄になってしまった人とのつながりを取り戻すため、少しずつ活動を元に戻していけるようにしていきたいと思っています。

■活動の様子(写真やチラシなど)添付してください。

「今年度の活動について」に記載した内容に応じた写真、報告書、資料等を添付してください。

例1の場合：配布したカードや、訪問の写真

例2の場合：作製したチラシや、講師との打合せ記録 など

9. 領収書(写)の提出について

10万円以上の助成を受けた団体は、報告書と併せて領収書(写)の提出が必要です。
領収書(写)は、任意の用紙(A4サイズが望ましい)等により下記のように貼付してご提出ください。

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
			(内訳・算出根拠)
①都筑区ふれあい助成金	120,000	120,000	
②減額調整分	0	0	
③サービス利用者の利用料 障害当事者の会費	96,000	96,000	200円×20名×24回
④担い手・ボランティアの会費	6,500	6,000	ボランティア年会費500円×12名
⑤他からの助成金・補助金	0	0	
⑥その他(バザー収益)	20,000	18,000	〇〇バザー売上
⑦自主財源計	122,500	120,000	自主財源が小計に占める割合 43.4%
⑧小 計	242,500	240,000	
⑨前年度繰越金	36,000	36,000	繰越金が収入に占める割合 13%
⑩前年度積立金	0	0	

⑪収 入 合 計	278,500	276,000	
----------	---------	---------	--

科 目	予 算 額	決 算 額	決算額のうち助 成金を充てた金 額	説 明
				(内訳・算出根拠)
⑫活動費	93,600	93,600	90,000	ボランティア費用弁償 300円×13名
⑬活動場所の維持費	24,000	30,000		会場利用料 1000円×30回
⑭物品購入費(徐; 食 材)	39,350	28,500	25,450	文房具1200円
⑮謝金	10,000	10,000		講師謝金
⑯通信運搬費	10,000	12,000		郵送料1000円
⑰車両経費 (事業に関わる経費に限る)	0	0		
⑱保険料	4,550	4,550	4,550	ボランティア保険
⑲印刷費	7,000	8,200		コピー代
⑳コーディネーター人件費	0	0		
㉑拠点整備と改修費	0	0		
㉒小 計	188,500	186,850	120,000	

助成対象経費	⑲印刷費				
	⑳コーディネーター人件費				
	㉑拠点整備と改修費				
	㉒小 計				
	㉓その他()				
	㉔その他()				
	㉕次年				

物品購入費 28,500円	領収書
〇〇文具店	〇〇会 様
カラーセント紙	〇年〇月〇日
400円	
マジック 1,500円	
液体のり 450円	
	¥ 3,960-
	但し インクカートリッジ代として

収支報告の説明
(内訳・算出根拠)は必ずご記

領収書(写)の提出
が必要なのはこの
部分です！
助成対象外経費(食材費、
会議費など)については
不要です。

領収書(写)を貼った紙の左上に、科目
と金額が分かるように「〇〇費 〇〇
円」と記載。

この合計額と、収支報告書の金額が合
うようにしてください。

- * ご注意ください *
- 領収書にあて名、日付、金額、使途が記載されていますか。 受領者の押印・サイン等がありますか。
 - 領収書(写)は科目ごとに分けていますか。
 - 用紙の左上に科目と金額の記載がありますか。
 - 科目の合計金額と、各領収書の合計金額は一致していますか
 - 提出していただくのは、写しです。(原本は各団体で5年間保存してください)

【例1】 助成対象項目以外の品を同時に購入されている場合

〇〇スーパー	
紙皿	105
紙コップ	210
砂糖	178円
にんじん	150円
めんつゆ	298円
合計	941円

助成対象項目のみにマー
カーなどで印をつけてくださ

【例2】 個人や団体に活動費や謝金を渡す場合

誰が、いつ、いくら受け取ったかが分かるようにしてください。

受領書の例①（同じ人に複数回謝金を渡す場合）

ボランティア費用弁償 領収書 **氏名 都筑 太郎**

日付	金額	サイン
6月10日	¥1,000-	都筑
8月7日	¥1,000-	都筑
10月12日	¥1,000-	都筑

受領者のサイン
または押印

受領書の例②（複数名を1枚の受領証でまとめる場合）

ボランティア費用弁償 領収書 (○月○日分)

氏名	金額	サイン
都筑 太郎	¥1,000-	都筑
横浜 花子	¥1,000-	横浜
ボラ山 三郎	¥1,000-	ボラ

受領者のサインまたは押印

【例3】公共交通機関を使った外出行事等で、領収書を得ることが困難な場合

支払金額と内訳が分かる支払証明書を代表者名で作成してください。

支払証明書 の例

○月○日レクリエーション 電車賃として
仲町台 ～ センター南
大人 @200×5名=1,000
子ども @100×8名=800
合計 1800円

上記を支払ったことを証明します。 **は かけ**
○○会代表 かけはし ゆい子 

代表者の押印

あて名(支払いをした団体名)が入っていない
※レシート等で、記載欄がない場合はあて名の記入は不要です

【悪い例】

領収書

かけはしの会
様

以下のボランティアに
1,000 × 3名 = 3000円を渡し
ました。

年 月 日

都筑 花子 1,000円

受け取った

日付がない

受け取った人の印鑑(またはサイン)がない

領収書

様

¥3,000-

ただし、お品代として

令和 ○年 ○月 ○日

●●商店

購入品目(品名)をここに記入

購入物品が分からない
(具体的に書いてもらうか、レシートをつけてください)

その他、ご不明の点などございましたら都筑区社会福祉協議会までご相談ください

「都筑区ふれあい助成金」申請・報告



にあたってのお願いと注意事項



書類を作成する前に、必ずお読みください！

I 令和5年度申請および令和4年度報告の方法について

◆受付期間

令和5年4月10日(月)～4月21日(金) ※土日を除く

＊令和5年に初めて申請する団体は、3月中に事前相談を行ってください(予約制)。

＊「新規立ち上げ事業区分」は、**4月3日(月)～12月22日(金)**で受付します。＊土日祝除く
必ず事前相談を行ってください(予約制)。

◆受付方法

指定された書類を、郵送または窓口持参にて都筑区社会福祉協議会へご提出ください。

令和4年度に助成を受けた団体は、申込書と報告書を必ず同時に提出してください。

【郵 送】 令和5年4月21日(金)消印有効

【窓 口】 **事前予約制**です。お電話にてお申し込みください(先着順)。

(電話が困難な場合は、メールまたはFAX可。この場合、都筑区社協からの返信をもって予約完了となります)

予約受付は3月15日(水)10時より開始、以降 平日の9:30～17:00

受付期間中、平日 ①9:30～10:30 ②11:00～12:00 ③13:30～14:30

④15:00～16:00 の中から、希望日時をお申し出ください。

！注意！

＊窓口持参については、**1枠につき2団体まで**予約をお受けします。

同じ人が複数団体分の申込・報告をする場合は、団体数分の予約を取ってください。

(例:同時に2団体分の申込・報告をしたい→他の団体が入っていない枠を予約するか、連続した2コマを予約する)

＊ご来所は、**1団体につき2名まで**でお願いいたします。

(感染対策として、会場内の密を避けるための対応です。ご協力お願いいたします)

◆提出書類

【令和5年度分の申請】

書式等はすべてHPからダウンロードできます。 www.tuzuki-shakyo.jp

- ・A～C区分に申請する場合 : 様式1-1～1-4 <1部>
- ・D区分に申請する場合 : 様式2-1～2-3 <1部>



- ・ A～D区分で今年度新たに申請する団体は、上記のほか、①前年度の活動実績（実施回数および参加者数）が分かるもの ②会則 ③パンフレット・チラシなど（あれば）
- ・ 新規立ち上げ事業区分に申請する場合：様式3－1～3－3＜1部＞
および、①会則 ②パンフレット、チラシなど会の活動が分かるもの（あれば）

！注意！

- * 同じものを2部作成し、うち1部を提出してください。1部は団体控えとして保管してください。
- * 申込書の様式に一部変更があります。必ず、令和5年度版の様式にてご提出ください。
（様式が異なる場合、受け付けられません）
- * 代表者印・訂正印は不要です。

【令和4年度分の報告】

- ・ 様式4－1～4－4 ＜2部＞
- ・ 写真、チラシなど活動の様子が分かるもの＜2部＞
- ・ R4年度に助成額10万円以上で申請した団体は、助成金をあてた経費の領収書の写し
＜1部＞

！注意！

- * 同じものを3部作成し、うち2部を提出してください。1部は団体控えとして保管してください。
- * 代表者印や訂正印は不要です。
- * R4年度に助成額10万円未満で申し込んだ団体については、報告書提出時の領収書確認は行いません。
（窓口の対面時間を減らし、会場の混雑等を避けるため。また窓口・郵送の公平を期すため、どちらの方法で報告する場合も、領収書やその写しを提出いただく必要はありません）
ただし、年度途中に無作為抽出により選んだ団体へ、領収書等の提示を求め
る場合がありますのであらかじめご承知おきください。
- * なお、助成額を問わず、領収書等は整理の上必ず5年間は保管し、求められた場合には提示または提出してください。

Ⅱ 新型コロナウイルスの影響に伴う助成の考え方

(1)前年度の活動実績について

①R4年度から継続して申請する場合

令和4年度の実績（回数および参加者数）が、申し込んだ区分の基準に達していない場合も、同じ区分での申請は可能です。

ただし、実施できない前提での申請はご遠慮ください。無理のない範囲での活動計画をお願いいたします。なお、令和5年度実績が申し込んだ区分の基準に達していない場合、令和6年度は同区分での申請ができません。

例 R4年度に「A 要援護者支援区分 ①集いの場」の「10回以上・参加者5人以上」の枠(8万円)で申し込んだが、コロナウイルスの影響もあり3回の実施であった。

・R5年度の申請時点では、月1回実施する予定である → 同区分で申請できます

・申請時点で4～6月は中止がすでに決まっており、7～3月の9回は実施予定である

→「6～9回・5人以上」(5万円)の枠で申請してください。

②R5年度に初めて申請する場合

「申請のてびき」7ページに記載の通り、A区分またはB①③区分に申請する場合、前年度に一定の活動実績が必要です。

ただし、コロナウイルスの影響により令和4年度に実績を積むことができなかった場合は、令和1年度までの活動実績等、実績があることを示せる書類を提出してください。(詳しくはご相談ください)

* 全く実績がなく、A区分またはB①③に申請したい場合は、「新規事業立ち上げ区分」で申請してください。

* B②区分・C区分・D区分は実績がなくともお申込みいただけます。

(2)活動実績等に伴う助成金の返還について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合、結果として、実施回数や参加人数等区分の条件に満たない場合、返還対象とならずに次年度も同じ区分で申請はできました。令和5年度より従来に戻ります。

令和5年度の完了報告時点で、以下に該当する場合、助成金の返還が生じます。

a) 活動実績が、助成基準の回数・人数に達しなかった場合

b) 参加費等の減少により、結果的に自主財源が20%に満たなかった場合

c) // 結果的に前年度からの繰越金割合が25%を超えてしまった場合

* 助成金に余剰がある場合は、理由を問わず、余剰分を返還していただきます。

* P6も参照ください。

(3)活動内容の変更について

年度途中に活動を変更する場合、活動の趣旨・目的が当初の申請と同じであればその経費は助成対象となります。ただし、必ず事前にご相談ください。

* 活動内容を変更する場合、助成金額の変更はありません。決定した助成金額の範囲内での活動をお願いいたします。

例

当初の申請 → 高齢者の孤立防止・安否確認を目的とした昼食会

変更後 → 同様の目的で、ボランティアが手紙を持って訪問し、近況を確認した「高齢者の孤立防止・安否確認」という趣旨は変わっていないので、訪問活動にかかった経費を

助成金から充てていただけます。

なお、令和5年度においても、コロナ禍での活動となることが予想されます。あらかじめ、コロナ禍でもできる内容、実施回数を検討、申請してください。

例 B②区分で、令和元年度までは、障害児・者の宿泊合宿（県外）で申請していたが、令和5年度は市内の植物園への日帰りハイクで申請。

Ⅲ その他の助成基準

従前どおりです。お問合せの多い事項をまとめましたので、「申請のてびき」と併せてご確認ください。

(1) 助成金を受ける通帳について

- ① 受付できる口座は次のもののみとなります。個人名義の通帳は認められませんので、団体の通帳を用意しておいてください。

第1優先 団体名 または 団体名＋代表者名の口座

【例 ○○グループ代表 都筑 ゆい子】

第2優先 団体名＋代表者以外の方で、氏名の前に「会計」など役職が付いている名義の口座

【例 ○○グループ 会計 横浜 ボラ太】

(2) 公的機関から謝金等の支払いを受けている事業について

「申請のてびき」P5に記載の通り、公的サービス事業と重複する事業は助成対象となりません。

*区役所・学校・地区センター・地域ケアプラザ等から謝金・材料費等の支払いを受けるなど、公費が入っている事業は助成対象外となりますのでご注意ください。

(3) 助成対象外経費について

「申請のてびき」P11に記載のとおり、以下の経費は助成対象となりません。

①食べ物、飲み物等 *飲食物は、講師等へさしあげる場合等でも助成金を充てることはできません。

②個人に帰属する物品の購入費

*会の持ち物として管理できない物、会への返却義務のない物は助成対象となりません。

③申請した事業以外にかかる経費

*会の総会や、ボランティアの親睦のために行った行事等は、申請した事業の経費ではありませんので、助成金を充てることはできません。

④他団体への会費・積立金・繰越金

(4)実施回数、参加者数のカウントについて

①役員の打ち合わせ等、事前準備の活動は実施回数には含まれません。

＊ただし、申請した事業のため事前準備にかかる経費(会場費、交通費等)は助成対象となります。

②参加者（利用者）・実施回数のカウント方法について ※「申請のてびき」P2～P3 の備考欄参照

A-①	集いの場	参加者(事業の対象者)の人数。 主催者(担い手・ボランティア)や講師はカウントしない。
A-②	家事・生活支援	年間に対応した依頼の訪問回数をカウントする。(下見除く)
A-③	配食	1回あたりの配食した人数
B-①	障害児・者支援 当事者活動	参加者(事業の対象者)の人数。 ※当事者が事業の対象 →家族が付き添っていても家族はカウントしない。 ※当事者と家族のための活動 →当事者と家族をカウントする
B-②	宿泊・ 日帰りハイク	当事者の人数
B-③	視覚障害者・ 聴覚障害者支援	人数要件なし
C	福祉のまちづくり 区分	参加者の人数。主催者はカウントしない。
D	健康増進区分	①高齢者健康増進事業 ⇒参加者の人数。主催者は除く。 ②特技ボランティア ⇒参加者の人数。活動者は除く。

<間違いやすいカウント方法>

【A①集いの場事業】

例1)子育て支援事業のカウント方法…対象者が誰かでカウント方法が変わります。

- ・親子一緒に参加してもらうためのサロン ⇒親と子を両方カウント
- ・子どもだけを対象としたサロン ⇒子どものみ(親が付き添ってもカウントしない)

【A②家事・生活支援事業】

例2)住民同士の助け合い活動…当日訪問した回数をカウント。事前訪問は実績には含まれません。

Aさんから庭木の剪定と電球の取り換えの依頼があった。

⇒1回の訪問で両方対応したら1回カウント。2回の訪問で対応した場合は、2回カウント

例3)子どもの一時預かり…集団保育の場合、依頼者によってカウント方法が変わります。

依頼者が1人の場合は子どもが複数でも1回。

複数人の保護者から同日に依頼された場合は、依頼者の人数が回数となります。

IV 自主財源と繰越金について

本来のルールでは自主財源は20%以上必要、前年度繰越金は25%を超えてはお申込みいただくことはできません。
この例の場合、自主財源が20%以下、前年度繰越金は25%以上になっていきますが、コロナなどやむを得ない理由であれば助成金返還は求めません。
(ただし、令和4年度完了報告までとなります)

R4申請時の予算

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	10,000 25%
③前年度繰越金	13,000 25%
合計	53,000

R4決算

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	3,000 9%
③前年度繰越金	13,000 28%
合計	46,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
次年度繰越金	21,000
合計	53,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
次年度繰越金	14,000
合計	46,000

※計算方法

- ② ÷ (①+②) × 100 = 自主財源率
③ ÷ (①+②+③) × 100 = 前年度繰越金の割合

R4決算で調整した場合

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	3,000 9%
③前年度繰越金	13,000 28%
合計	46,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
都筑区社協へ返還	1,000
次年度繰越金	13,000
合計	46,000

本来の繰越金は14,000円ですが、R4年度分の助成金を一部返還することで、次年度の申請時の前年繰越金が25%を以下になります。

前年度繰越金が25%を超えているので、お申込みいただくことができません。

R5の申請時予算

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	10,000 25%
③前年度繰越金	14,000 26%
合計	54,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
次年度繰越金	22,000
合計	54,000

結果的に前年度繰越金が25%を超えたり、自主財源が20%を下回った場合は、返還の対象となります。

R5の申請時予算

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	10,000 25%
③前年度繰越金	13,000 25%
合計	53,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
次年度繰越金	21,000
合計	53,000

前年度繰越金が25%以内になるので申し込みは可能です。

R5の決算

①ふれあい助成金	30,000
②自主財源	2,000 6%
③前年度繰越金	13,000 29%
合計	45,000

助成対象経費	30,000
助成対象外経費	2,000
次年度繰越金	13,000
合計	45,000

*R4の助成金を返還しても、なおR5年度予算の「前年度繰越金」が25%を超えてしまう場合はご相談ください。

V 令和6年度の助成区分の一部変更について

令和6年度より、B障害児者支援区分 ①障害児者支援活動・当事者活動の回数・人数要件および助成上限金額の変更を行います。
全市統一区分の変更になります。

区分	事業	主な対象活動	条件				改訂された条件		備考
			年回数	1回あたりの人数	助成上限額		年回数	1回あたりの人数	
			36回以上	20名以上	200,000		48回以上	10名以上	
			36回以上	10名以上	150,000		36回以上	10名以上	
B 障害児者支援区分	① 障害児者支援 ・ 障害当事者活動	当事者団体及び家族会、支援者団体が実施する事業 ①余暇支援事業・青年学級、②リハビリ目的等の集い事業、③障害者スポーツ、④訓練会 等	20回以上	5名以上	100,000	⇒⇒	20回以上	5名以上	※親や家族のみの活動は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。 ※A①集いの場事業と同規模の事業の場合、差額を別途助成します。詳しくは次頁「3.お知らせ」をご覧ください。
			10回以上	5名以上	60,000	⇒⇒	10回以上	5名以上	
			年1回～9回	5名以上	40,000	⇒⇒	年6回～9回	5名以上	
			【新規立ち上げ事業】 年度内3ヶ月以上実施 1回5名以上		40,000		変更はありません		
			条件		助成上限額		条件		※参加者が家族のみの事業は対象外。 ※福祉バス利用は対象外。
			当事者参加数 5人以上		50,000		変更はありません		
			条件		助成上限額		条件		※回数・人数要件はありませんが、事業報告の時には回数・人数等の内容を記載する必要があります。
			—		50,000		変更はありません		

区分	主な対象活動	条件			改訂された条件	備考
C 福祉のまちづくり区分	①布おもちゃ/②セルフヘルプグループ（家族会・介護者の集い・難病患者会・依存症の会）/③外国人支援（日本語教室、国際交流）/④おもちゃドクター/⑤本の読み聞かせ/⑥車いすダンス/⑦防災関連事業（地域防災拠点訓練除く）/⑧地域住民交流（お祭り、運動会等）/⑨自然環境活動/⑩福祉情報紙/⑪福祉に関する啓発、勉強会、公開講座/⑫子育て支援事業（支援者以外が行う自主的な活動）/⑬施設・病院支援ボランティア（施設内での傾聴ボランティア含む）/⑭「要援護者支援区分」及び「障害児者支援区分」の対象事業の助成要件に満たない活動 ※①③は人数要件はありません。	年回数	1回あたりの人数	助成上限額	条件の変更はありません	※1回あたりの人数は参加者の人数です。（主催者側の人数を除きます） ※チャリティイベントなどの収益事業は対象外。
		6回以上	5人以上	40,000		
		1～5回	5人以上	30,000		
	⑭のうち家事・生活支援活動及び送迎活動	12回以上	月 1 ～ 2 回程度	30,000		